

(大臣用)

27. 3. 24 (火) 参・外防委

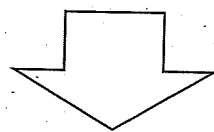
小西 洋之 君 (民)

問5 「専守防衛」について

(1) 7/1の閣議決定を受け、定義に変更はないのか。

(同旨 外務大臣、法制局長官)

1. 専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の本質にのっとりた受動的な防衛戦略の姿勢をいうものであり、我が国の防衛の基本的な方針です。
2. 先般の閣議決定においても、憲法第9条の下で許容されるのは、あくまでも、国民の命と平和な暮らしを守るため、必要最小限度の自衛の措置としての「武力の行使」のみです。したがって、我が国又は我が国と密接な関係にある他国への武力攻撃の発生が大前提であり、また、他国を防衛すること自体を目的とするものではありません。
3. このように、「専守防衛」は、引き続き、憲法の本質にのっとりた受動的な防衛戦略の姿勢をいうものであり、政府として、我が国の防衛の基本的な方針である「専守防衛」を維持することには変わりはありません。



(さらに追及された場合)

4. 「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使する」とは、「新三要件」、すなわち、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使すること」を満たす場合を含むものです。いずれにせよ、我が国と密接な関係にある他国への武力攻撃の発生が大前提であり、また、他国を防衛すること自体を目的とするものではありません。我が国防衛の基本的な方針として「専守防衛」を維持することに変わりはありません。

主管：防衛政策局防衛政策課

合議：内閣官房国家安全保障局

(内閣法制局、外務省と調整済)